

第十六回国 参議院通商産業委員会會議録第一号

昭和二十八年五月二十六日(火曜日)午後一時二十二分開会

委員氏名

理事 松本 昇君
理事 栗山 良夫君
理事 古池 信三君
理事 小瀧 彬君
理事 左藤 義詮君
理事 重宗 雄三君
理事 松平 勇雄君
理事 山本 米治君
理事 加藤 正人君
理事 西田 隆男君
理事 木下 源吾君
理事 小松 正雄君
理事 石川 清一君

同日議長は左の者を委員長に指名した。
同日議長において本委員を左の通り指名した。

石原幹市郎君
黒川 武雄君
小林 英三君
西川 隆平治君
酒井 利雄君
中川 以良君
松平 勇雄君
松本 昇君
加藤 正人君
岸 良一君
豊田 雅孝君
西田 隆男君
海野 三朗君
藤田 進君
三輪 貞治君
小松 正雄君

山口 重彦君
松浦 定義君
團 伊能君
白川 一雄君
同日議長は左の者を委員長に指名した。

出席者は左の通り。

委員長 中川 以良君
理事 松本 昇君
加藤 正人君
三輪 貞治君
小松 正雄君

委員

岸 良一君
豊田 雅孝君
西田 隆男君
海野 三朗君
山口 重彦君
團 伊能君
白川 一雄君
國務大臣 岡野 清豪君
通商産業大臣 石原 武夫君
政府委員 臣官房長
通商産業大臣 林 誠一君
常任委員 山本友太郎君
会専門員

本日の会議に付した事件

○理事の互選
○調査承認要求の件

○委員長(中川以良君) 次は本委員会に御異議ないものと認めます。それでは直ちにこれを議長宛提出いたすことにいたします。ちよつと速記をとめて。

午後一時二十六分速記中止

午後一時四十一分速記開始

○委員長(中川以良君) それでは速記を始め。

次は五月二十二日本委員会に予備付託されました国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案を本日緊急上程をいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。それでは先ず本法案に對しまする政府の提案理由を伺います。

○國務大臣(岡野清豪君) 先ず以て皆様方に一言御挨拶を述べさせて預きたいと存じます。

私誠に不敏非才でございますが、今回通商産業大臣を拝命いたしましたにつきましては、皆様方の絶大なる御支持、御支援がなければ、この重責を全うすることができませんと、こう考えておりますので、今後どうぞ一つ御輔導下さいまして、私の職責を尽させて預きたいと存じます。私も財界におりました者でございますけれども、又行政政治というものは別でございますして、皆様方によく御支持、御指導を伺わなければ、職務を遂行することが

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。御異議ないものと認めます。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。御異議ないものと認めます。

○委員長(中川以良君) 次に本委員会に御異議ないものと認めます。御異議ないものと認めます。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。調査承認要求書の案文を只今より朗読させます。

〔専門員朗読〕

通商及び産業一般に関する調査承認要求書

一、事件の名称 通商及び産業一般に関する調査
一、調査の目的 最近の国際情勢に伴う我が国経済政策樹立の要請に基き、通商情況及び産業情勢を全面的に検討する。
一、利益 貿易及び産業に関する法

案審査に資すると共に経済自立体制確立に寄与する。
一、方法 政府、各産業団体、各企業及び学識経験者並びにその他関係者の出席を求めて説明又は意見を聴取し、資料を収集し、又必要に応じて関係諸施設を視察する。
一、期間 今期国会開会中
右本委員会の決議を経て、参議院規則第三十四条第二項により要求する。

昭和二十八年五月二十六日
通商産業委員長 中川 以良
参議院議長河井彌八郎

○委員長(中川以良君) 只今朗読をいたしました案文につきまして御異議ございませんか。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。

できませんので、この点切に今まで以上の御察情を賜りまして御支援を願いたいと存じます。これだけは切にお願いいたします。これを以て御挨拶に代えます。

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案について提案の理由を御説明申し上げます。

この法律の有効期限は、当初本年三月末日までとなつておりましたが、現下の国際需給事情の下におきましては、今年度も依然として国際的供給不足物資等の需給を調整する必要があると考えましたので、参議院の緊急集会において取りあえず有効期間を二カ月延長するための措置を講じました。

ところが、目下の需給事情に鑑みまして、本法律は更に明年三月末日まで延長する必要があると考えられますので、改めて本法律案を提出いたす次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、速かに可決されんことをお願い申し上げます。

○委員長(中川以良君) それではこの法律につきましては先般委員会において審議をいたしておるのでございませぬが、新たにお出ましになつた方がおられますので、本法律の大体の大意につきまして政府側から官房長からでも御説明を願つたらいかと思ひまするが……

○政府委員(石原武夫君) それでは簡単に只今問題になつております法律の要点を御説明を申上げたいと思ひます。この法律は国際的供給不足をいたしております物資等につきまして必要な需給調整を行ひまして国民経済の健全なる発達に寄与しようというものが趣旨でございます。その内容といたしましては、第一に国際的に供給が不足しておりますために条約でございませぬとか協定とかその他国際間の取極によりまして割当或いは使用の制限禁止等需給調整の措置をとつております物資。第二には国民経済の運行を確保するため輸入がどうしても必要であつて而も国際的には不足がちな物資で輸出国において輸出の制限が行われている物資。それから第三番目には国内において特に供給が不足する物資であつて需給調整を行わぬ場合には国民経済の正常な運営に支障が起る、かような物資につきまして割当或いは使用制限禁止等の措置がとれるというのが主たる法案の趣旨でございます。この法律に基きまして現在或る特定の物資について需給調整を行なつておりますが、なお法律によりまして、一応割当を行ひますことのできます物資につきましては別表でこれを規定をいたしております。割当統制のできますものはニッケル及びコバルト含有物、コバルト及びコバルト含有物、三番目にタンングステン及びタンングステン含有物、四番目にモリブデン及びモリブデン含有物、五番目に白金及び白金含有物ということになつております。今申しました五品目のうち、初めの四つは国際的に割当の行われておる物資、先ほど申しました第一のカテゴリーに属する物資でございます。第五番目の白金につきましては輸出国におきまして輸出統制を行なつておる物資という事になつております。この法律に基きまして現在割当、配給及び使用制限等の措置を現に講じておるわけでございますが、

そのうち割当配給を行なつておりますものは、輸入のニッケル地金、これはニッケルにつきましては御承知の通りに最近国産のニッケルがございませぬが、国産のものは統制をいたしておりますが、輸入のニッケル地金、コバルト地金、フェロタンングステン、フェロモリブデン、これらの四品種につきまして割当を行なつております。それから使用制限をしておりますものにつきましては、ニッケル、コバルト、タンングステン、モリブデン等につきましてそれら金属の合金等につきましても使用制限を目下いたしております。ただニッケルにつきましては需給状況に鑑みましてその使用制限を一時停止してあるという状況でございます。

以上が現在の我が国のこの法律に基きまして運用の状況でございますが、本法律は主として国際的に供給不足の物資を対象にいたしておるわけでございませぬが、さういふものといたしましては、御承知の通り一昨年の二月に国際原料会議というものが設けられておりまして、それに基づいて国際的割当を行なつておるわけでございませぬが、その状況を極く簡単に御参考までに申上げたと思ひます。これは一昨年の二月当初一つの中央の委員会と七つの物資別の委員会で作られておりました。各委員会はその所管する物資につきまして自由世界の生産拡大或いは利用の向上、消費の節約というふうなことにつきまして必要な勧告をいたします。需給の特に逼迫しておるものについては特定の勧告を行なうということになつて設けられたものでございませぬ。

ところが昨年の下期よりこれらの物資につきましてもだんだん需給が緩和して参りましたので、その後一部廃止になつておるものもございませぬ。当初設けられました七つの委員会及びその対象物資につきましては、第一番目が綿と綿のリントアの委員会、第二目が羊毛の委員会、第三目が紙及び紙の委員会、第四目が銅、鉛、亜鉛の委員会、第五目がマンガン、ニッケル、コバルトの委員会、第六目がタンングステン、モリブデンの委員会、第七目が硫黄の委員会、この七つの委員会が順次できて参りましたのであります。ところが、そのうち初めの三つ、綿と羊毛とバルブ、紙、この三つはすでに需給の緩和が見られておりましたので、現在すでに廃止になつております。それから極く最近本年三月末日現在で硫黄の委員会、第七番目に申しました硫黄の委員会は、これも需給の状況が変りましたので廃止になつて、現在委員会が一つと、マンガン、ニッケル、コバルト、タンングステン、モリブデン、硫黄、かような三つの委員会がございませぬ。なお今申しました残つておる委員会につきましても、今年の第一四半期からコバルト、タンングステンと鉛につきましては割当を中止いたしておりました。これは割当を廃止したわけではございませぬが、第一四半期だけ多少状況が變つたという事で割当を中止しているというふうな状況になつております。御承知のように、これらの今まで統制しておりました物資につきましても、需給状況は漸次緩和をいたしておりますので、今後の推移によりまして

は、漸次我が国におきましても緩和の方向にはあると思ひます。現状といたしましてはニッケルにいたしましてはタンングステン、モリブデンにいたしましては、又白金等につきましても、主要の輸出国からすぐ或いは割当をもらひ、或いは輸出許可を得て輸出をいたしませんと、国内の需給の調整がとれませんので、今暫らくこのまま法規を残しておきたいというのが本法案を改めて提出した理由でございます。

○委員長(中川以良君) それでは本日この程度にいたしておきまして、質疑は次回にいたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(中川以良君) 御異議ないものと認めます。それでは次回は来る二十九日金曜日午後一時より開会いたすことにいたします。

午後一時五十二分散会

五月二十二日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案

国際的供給不足物資等の需給調整に関する臨時措置に関する法律(昭和

二十七年法律第二十三号)の一部を
次のように改正する。

附則第二項中「昭和二十八年六月
一日」を「昭和二十九年四月一日」に
改める。

附則

この法律は、公布の日から施行す
る。

昭和二十八年六月二日印刷

昭和二十八年六月三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局